

(案)

14

議第 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

委員会は、これを傍聴することができる。

第13条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第13条の次に次の1条を加える。

（秘密会）

第13条の2 委員会は、その議決により秘密会とすることができます。

附 則

この条例は、令和2年5月25日から施行する。

提 案 理 由

新市庁舎への移転に伴い、委員会の傍聴の取扱いに関する規定を整備するため
、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(傍聴の取扱い)

第13条 委員会は、これを傍聴することができる。

委員会は、議員のほか委員会の許可を得た者が傍聴することができる。

ただし、委員会の議決により秘密会とすることができます。

(第2項省略)

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第13条の2 委員会は、その議決により秘密会とすることができます。